

第 51 回衆議院議員総選挙等に伴う在外投票の実施について

令和 8 年 1 月 27 日

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程

- ・ 公示日 : 令和 8 年 1 月 27 日 (火)
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水)
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 8 年 2 月 8 日 (日)

2 各投票方法について

在外公館等投票

※公館によって投票期間が異なりますのでご注意ください。

※在外公館等投票のためにご来館する際は、事前予約の必要はありません。投票期間中、投票時間内にお近くの投票場所へお越しください。

○在ニュージーランド大使館

投票期間 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水) から 2 月 1 日 (日) まで

投票時間 : 09:30~17:00

投票場所 : Level 18 Majestic Centre, 100 Willis St. Wellington, Embassy of Japan in New Zealand

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/map_j.html

問合せ先 : consular@wl.mofa.go.jp、027-544-7358 (選挙実施期間中 (投票時間内) のみ繋がります)

※在外公館投票期間中の当館閉館日 (1 月 31 日 (土) 及び 2 月 1 日 (日)) は、一般の方は当館が入居するビル (マジェスティックセンター) に出入りできなくなるため、Boulcott Street 側の入口に警備員を配置し、入口の開閉を行いますので、在外公館投票のためにご来館される方は Boulcott Street 側の入口にお越しいただき、警備員に「投票のために来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従ってご入館ください。

○在クライストチャーチ領事事務所

投票期間 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水) から 31 日 (土) まで

投票時間 : 09:30~17:00

投票場所 : 172 Hereford Street, Christchurch, Consular Office of Japan in Christchurch

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chc_map_j.html

問合せ先 : enquiry.chc@wl.mofa.go.jp、027-223-0000 (選挙実施期間中 (投票時間内) のみ繋がります)

※在外公館投票期間中の当館閉館日（1月31日（土））に投票にお越しの際は、入口付近に配置された警備員にその旨お声がけください。

○在オークランド総領事館

投票期間：令和8年1月28日（水）から2月1日（日）まで

投票時間：09:30～17:00

投票場所：Level 15, 41 Shortland Street, Auckland, Consulate-General of Japan in Auckland

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_guide_j.html

問合せ先：passport@ac.mofa.go.jp、021-771-056（選挙実施期間中（投票時間内）のみ繋がります）

※在外公館投票期間中の当館閉館日（1月31日（土）及び2月1日（日））は、当館が入居するビルの自動ドアをご利用できません。正面玄関入口（Shortland Street側）に警備員を配置し、入口の開閉を行いますので、在外公館投票のためにご来館される方は正面玄関入口にお越しいただき、警備員に「投票のために来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従つてご入館ください。

持参すべき書類：（1）在外選挙人証（2）旅券等の写真付身分証明書

*在外公館等投票を実施している公館であれば、お住まいの国でなくても投票できます。

実施公館の投票期間・時間については、[外務省ホームページ](#)をご確認ください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 選挙公報・候補者情報

- 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。

候補者情報については、[総務省ホームページ](#)から確認してください。

衆議院小選挙区の区割り改定に係る留意事項

令和4年（2022年）12月28日施行の公職選挙法の一部改正により、衆議院小選挙区の区割りが大幅に改定されています。改定対象は、以下の25都道府県（140選挙区）に及びます。

北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県

令和4年（2022年）12月27日以前に上記の各都道府県で発行された在外選挙人証をお持ちの方（お手元の在外選挙人証の「登録」日を御確認ください。）は、御自身が投票すべき小選挙区が変更されている可能性があります。

については、【明28日から始まる】在外公館等投票のために当館にお越しになる方は、できるかぎり事前に、御自身が投票すべき現行の小選挙区がどこか（第何区か）を御確認いただくようお願いします。

下記リンクの総務省ホームページにおいて、令和4年（2022年）の区割り改定により改定された小選挙区の区割り図、現行の全ての小選挙区の一覧等を御確認いただけます。御心配な方は、在外選挙人証を発行した市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

・衆議院小選挙区の区割りの改定等について（総務省ホームページ）
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuvari/shu_kuvari_4.html

御自身が投票すべき小選挙区とは異なる小選挙区の候補者の氏名を書いて投票してしまうと、その票は無効票となってしまいます。大切な一票を無駄にしないよう、くれぐれも御注意ください。

※ 衆議院小選挙区の区割り改定は、平成29年（2017年）7月16日、平成25年（2013年）7月28日等にも行われています。これらの日よりも前に発行された（「登録」日がこれらの日よりも前である）在外選挙人証をお持ちの方は、御自身が投票すべき小選挙区が何度も変更されている可能性があります。そのような場合には、上記リンクの総務省ホームページにおいて、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区（都道府県別）」と書かれた現行の全ての小選挙区の一覧の中から、該当する都道府県のものを御覧ください。御自身の日本国内における最終住所地が、現在どの選挙区（第何区）に含まれるのかを御確認いただけます。